

2025年9月12日

株主各位

福岡県福岡市中央区大手門1丁目1番12号
三井松島ホールディングス株式会社
代表取締役社長 吉岡 泰士

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、2025年10月1日付をもって、当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2025年9月30日（火曜日）と定めましてので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年10月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を30,000,000株から150,000,000株に変更いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2025年10月下旬にお届出住所にお送りする予定です。
- 2025年10月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先 東京都府中市日鋼町1-1

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）

郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部